自 主 点 検 表（消防法令関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 点　検　項　目 | 点　検　内　容 | 根 拠 条 文 | 点検結果 | 備　考 |
| 防火管理者の選任（解任）及び消防署への届出 | 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位を有する者のうちから防火管理者を定め、消防署に届出しているか。 | 消防法第８条第１項・第２項 | □　良　好□　不　良□　非該当 | ※１ |
| 消防計画作成（変更）及び消防署への届出 | 防火管理者に「消防計画」を作成させ、消防署に届出しているか。（変更を含む。） | 消防法第８条第１項 | □　良　好□　不　良□　非該当 | ※１ |
| 消防計画の実施 | 防火管理者が、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取り扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を適切に行っているか | 消防法第８条第１項 | □　良　好□　不　良□　非該当 |  |
| 訓練の実施 | 消防計画に基づき消火、通報及び避難の訓練を行っているか。また、消火訓練及び避難訓練については年に２回以上行っているか。 | 消防法施行規則第３条第１０項 | □　良　好□　不　良□　非該当 |  |
| 訓練実施時における消防機関への事前通報 | 消火訓練及び避難訓練の実施時には、あらかじめ消防機関へ通報しているか。 | 消防法施行規則第３条第１１項 | □　良　好□　不　良□　非該当 | ※２ |
| 避難上必要な施設等の管理 | 廊下、階段、避難口その他避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されていないか。防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又は存置されていないか。 | 消防法第８条の２の４ | □　良　好□　不　良 |  |
| 防炎対象物品の使用 | カーテン、布製のブラインド、暗幕、じゅうたんについて防炎物品を使用しているか。また、防炎物品について、防炎表示があるか。 | 消防法第８条の３ | □　良　好□　不　良 |  |
| 消防用設備等の設置及び維持 | 消防用設備等について、法令で定める基準に従って設置し、及び維持しているか。 | 消防法第１７条第１項 | □　良　好□　不　良 |  |
| 消防用設備等の点検及び報告の実施 | 消防用設備等について、６月に１回点検し、その結果を１年に１回消防署に報告しているか。 | 消防法第１７条の３の３ | □　良　好□　不　良□　非該当 | ※１ |
| その他消防法令違反の有無 | 消防の立入検査の結果、不備事項について指摘を受けていないか。 |  | □　無□　有 | ※３ |

※１　「良好」に☑した場合には、消防署へ届出または報告したもの（消防署長の受理印が押印されたもの）の写しを添付すること。

※２　「良好」に☑した場合には、「自衛消防訓練通知書」（消防署の受付印が押印されたもの）の写しを添付すること。（電話にてのみ消防署に通報した場合は、「自衛消防訓練通知書」の添付は必要ありません。消防機関への通報は「自衛消防訓練通知書」によらなくてもかまいませんが、今後訓練を行う場合には、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」を提出していただきますようお願いいたします。）

※３　「有」に☑した場合は、消防署長が交付する「立入検査結果通知書」の写しを添付すること。

**点検項目及び点検内容についてのお問い合わせは、管轄する消防署予防課にお尋ねください。**

○東広島市消防局予防課　(082)－422-6567（直通）